

よくある質問

1) 応募資格について

質問：フランスの大学の1年目（L1）に登録する場合、給費を受けられますか？

回答：受けられません。フランス政府奨学金の対象は Master、Doctorat、ポスドクのみです。

質問：すでにフランスに留学中ですが応募できますか？

回答：はい、勿論応募は可能です。同時に、初めてフランスに留学・研究滞在する方を奨励しています。

質問：フランス政府奨学金はすべての分野が対象でしょうか？

回答：博士課程およびポスドク留学はすべての分野が対象です。修士課程への留学は、募集要項に優先テーマが記載されています。

質問：わたしは四年制大卒の社会人ですが、応募できますか？

回答：応募できます。

質問：わたしは修士課程を中退しました。給費生に応募できますか？

回答：応募できます。

質問：すでに大学の交換留学生に選ばれています。給費を受ける資格がありますか？

回答：交換留学生は応募できません。学位取得を目的としない留学はフランス政府奨学金の対象外です。

質問：私は日本人ですが、現在フランス（またはそれ以外の海外）の大学（または大学院）に留学中です。応募できますか？

回答：応募は可能ですが、基本的には初めてフランスに留学・研究滞在する方を奨励します。

質問：私は大学に秋入学したため、学士号の取得が来年の6月以降になります。M1への留学を希望していますが、応募は可能でしょうか？

回答：秋学期入学などの理由により日本での学士号取得時期が奨学金応募の翌年の9月になる場合、フランスの大学のM1への出願登録自体ができませんのでご注意ください。

質問：給費留学生に応募するのに年齢の下制限はありますか？

回答：年齢の下制限はありませんが、フランス政府奨学金の募集対象は、フランスの修士、博士課程またはポスドク留学に限ります。

質問：年齢制限の例外は認められますか？

回答：認めません。

質問：私は結婚していますが、給費生に応募できますか？

回答：応募できます。ただし、配偶者やご家族の方には何らのサポートもありません。

質問：音楽の演奏分野で留学を考えています。給費生に応募できますか？

回答：はい、音楽、美術、その他の芸術系の実技教育の分野も応募が可能です。ただし、フランスの高等教育機関に所属する留学の場合に限ります。

質問：修士課程向け給費に応募したいと思いますが、優先分野のみが対象なのでしょうか。

回答：いいえ、優先分野以外の専攻は応募できない、ということではありません。文系、理系の垣根を超えて、幅広い分野から、学際的・超学際的な研究計画をもってご応募いただくことは可能です。ただし、選考にあたって優先されるのは募集要項に記載されている分野となります。

質問：専門学校・語学学校への留学はフランス政府奨学金の対象になるのでしょうか？

回答：語学学校は対象外です。

専門学校については、志望する課程の修了時に付与される免状が Master、Doctorat のいずれかであれば応募できます。コース修了時に付与されるのがその学校が独自に出すディプロマであり、Master、Doctorat として正式に認可されていない場合には、本奨学金への応募はできません。志望者は学校側に確認してください。給費開始は応募の翌年の 9 月からとなります。

質問：私が志望している学校が発行するディプロマは、RNCP（フランスの「全国職業資格総覧」）の Niveau 7（または Niveau 8）（旧 Niveau I）です。フランス政府奨学金に応募できるでしょうか？

回答：RNCP の称号は LMD とは違います。取得するディプロマが RNCP の niveau I であるというだけでは、応募可能かどうかの判断はできません。重要なのは niveau I（または Niveau 7、Niveau 8）かどうかではなく、Master、Doctorat のいずれかであるかどうかです。もし、そのディプロマが正式に Master、Doctorat のいずれかとして認可されているのであれば、応募できます。志望校に確認してください。

質問：フランス政府奨学金の最短対象期間は決まっていますか？

回答：「研究実習給費」は最短対象期間の規定があり、1 カ月以上の留学です。

「一般給費」は最短対象期間を設けておりませんが、学位取得を目的とする留学のみを対象としています。

質問：世帯所得は審査に影響がありますでしょうか？

回答：ありません。世帯所得が低い方が有利ということもありません。

質問：博士課程で留学をしたいと思いますが、研究実習給費と一般給費はどのように違いますか？

回答：「研究実習給費」は留学期間が1 カ月～1 年の方が対象です。日本の大学に所属している必要がありますが、フランスの大学に登録する必要はありません。一方、「一般給費」は、学位取得または共同指導を目的とする方のための給費です。共同指導の場合には日仏両方の大学に登録する必要があります。博士課程の学生の場合は、留学形態に応じて「研究実習給費」と「一般給費」のどちらかを選択できますが、ポスドクの場合は「研究実習給費」のみです。

2) 応募書類について

質問：オンライン登録期間において、書類提出の時期は選考に関係ありますか？

回答：関係ありません。

質問：推薦状に宛名は必要でしょうか？

回答：必要ありません。

質問：推薦状は開封していいのでしょうか？

回答：開封してください。

質問：推薦状は複数提出してもいいのでしょうか？

回答：推薦書の提出できる数は決まっていますが、一通あれば十分です。

質問：内諾書に記載する必須事項はありますか？

回答：（受け入れ期間が応募者を）受け入れる学年度を必ず明記してください。

質問：履歴書の書式や枚数の制限はありますか？

回答：所定の書式や枚数制限はありません。

質問：推薦状や研究計画書に決まったフォーマットはありますか？

回答：ありません。

質問：次の場合に、応募できますか？

状況	回答：応募の可否
応募時に、指導教官の受け入れ承諾書（内諾書）を入手できていない場合	応募可。 承諾書が入手できていない理由と入手予定時期を書いて、応募フォームに添付する。入手でき次第、メールでフランス大使館の給費担当者に送る。
応募時に、受け入れ大学が決まっていない場合 （M1 志望のため翌年 5～6 月にしか受け入れ結果がわからないため、承諾書を提出できないなど）	応募可。 承諾書が入手できていない理由と入手予定時期を書いて、応募フォームに添付する。
応募時に、受け入れ大学が決まっていない場合 （どの大学に留学したいのか自分の中でまだ迷っている）	応募不可。 まずは、志望校を決めてください。

質問：語学力の証明書の提出は必要でしょうか？

回答：必要ありません。

質問：オンライン登録に必要な書類の「翻訳」には指定業者がありますか？

回答：ありません。翻訳証明査証も必要ありません。

質問：学業成績証明書の発効日に関して、何カ月以内といった期限の規定はありますか？

回答：ありません。

質問：成績証明書がまだ出ていません。成績証明書をあとから送ることはできますか？

回答：成績証明書はこれまでに発行されたものを送ってください。あとから追加で送る必要はありません。

質問：芸術系実技教育の分野に応募する場合、特別な審査はありますか？

回答：特別な審査はありません。他の分野の規定と同様の応募書類を送ってください。書類審査に合格した方は、他の分野と同様に面接試験を受けていただきます。

3) 受給について（期間、延長、他の奨学金との重複受給など）

質問：他の奨学金と重複して受給することはできますか？

回答：フランスのヨーロッパ・外務省以外の省庁の奨学金、エラスムス・プラス、およびフランコフォニー大学機構（AUF）の奨学金との重複受給はできません。それ以外は重複受給が可能です。海外留学のための給付奨学金（留学・海外での研究を支援するフェローシップや研究奨励金を含む）を受給する場合、その奨学金と重なる部分（滞在費や渡航費）は支給されず、社会保険給費のみとなることがあります。

重複受給によりフランス政府奨学金の「社会保険給費のみ」となる場合は、他の奨学金の滞在費月額が博士課程は最低1770ユーロ、修士課程は最低615ユーロ以上であることが条件となります。それ以下の場合は重複受給ができません。また、「社会保険給費のみ」の場合、学生寮への優先的入寮の特典はありません。

※最低金額は毎年見直しがされる可能性があります。

質問：ポスドクで毎月研究奨励金が払われている場合、それが日本での研究のためであれば「海外留学のための奨学金」とはみなされず、フランス政府奨学金との重複受給は可能なのでしょうか？

回答：そうです。日本での研究生活のために得ている資金（あるいは給与）の場合は、重複とはみなされません。留学中も継続して支給を受け取っていても、フランス政府奨学金の受給は可能です。ただし、フランスで所属する機関から給与が出る場合は、フランス政府奨学金には応募出来ません。

質問：給費の延長はできますか？

回答：できません。

質問：給費生として留学するにはビザの取得が必要になりますか？

回答：はい、修士課程への留学には学生ビザ、博士課程への留学にはパスポート・タランの取得が必要です。学生ビザ取得には、まず[フランス政府留学局（キャンパスフランス）](https://www.japon.campusfrance.org/ja/campusfrance)のオンライン登録をしてから、領事部にビザ申請をします。パスポート・タランの取得希望者は直接ビザ申請サイトから所定フォームに記入し、領事部に申請します。給費生のビザ申請手続きは優遇されますが、申請から取得まで2～3週間かかります。ビザ申請に関する質問には奨学金担当からはお答えできませんので、領事部へお問い合わせください。

質問：留学中にアルバイトはできますか？

回答：時間の制限はありますがアルバイトは可能です。興味のある方は下記サイトをご参照ください。

<https://www.japon.campusfrance.org/ja/travailler-pendant-ses-etudes>

質問：個人的な都合（病気や家族および資金面等の問題）により日本に帰国しなければならないとなった場合、奨学金の受給は続けられますか。それとも返還しなければなりませんか？

回答：フランス政府奨学金はフランスに滞在中のみ支給されるものです。本人負担での一時帰国は別とし、途中で留学を打ち切る際はその段階で給費は停止となります。また、たとえ一時帰国にせよ 1 カ月以上の長期にわたりフランス不在となる場合は本奨学金の担当者に事前にお知らせください。

質問：インターンシップの間も滞在費の支給はありますか？

回答：受講するプログラムに必須のインターンシップ（stage）であれば、その最短必須期間は滞在費が支給されます。ただし、stage ではなく、カリキュラムにフランス国外での授業・講義が組み込まれている場合、フランス国外で行われる授業の期間は滞在費は支給されません。

質問：フランス政府奨学金留学生試験合格後、当初の留学計画（留学先の大学、履修課程など）を変更することは可能ですか？

回答：原則として変更はできませんが、やむをえない事情により、大使館が特例を認める場合は可能です。変更の希望がある場合は、必ず給費担当者に連絡してください。

質問：募集の翌年の 4 月以降に留学開始可能と聞いていますが、すでにフランスの大学に在籍している場合、学期の途中からの奨学金受給が可能なのでしょうか？

回答：学期の途中から奨学金受給が可能なのは「研究実習給費」または、「博士・共同指導型」の場合です。

「博士・通常型」および「修士課程向け給費」は、募集の翌年の秋（9 月以降）からです。学期の途中からの支給開始はできません。

質問：奨学金は月払いでしょうか。ユーロ、円のどちらで支払われますか？

回答：月払いで、ユーロで支給されます。フランスで開いた銀行口座に振り込まれます。

質問：社会保険料のみの給費も毎月支払われるのでしょうか？

回答：社会保険料はフランス政府が直接負担し、給費期間中、直接社会保険事務所に支払われます。給費生との間にお金の授受はありません。

4) 面接試験について

質問：面接試験は何分間行われますか？

回答：1人20～30分です。

質問：時間配分はどのようになりますか？

回答：最初に受験者のプレゼンテーション（発表）が10分、その後面接官との質疑応答が10～20分です。

質問：面接は何語で行われますか？

回答：面接は、専攻するプログラムの言語で行われます。

質問：面接はどのような形式で行われるのでしょうか？

回答：面接は1人ずつ行います。まず、プレゼン資料（必須ではありません）を用いて自分の「研究・留学計画」について発表を行っていただきます。パワーポイントなどの資料を用いるか、書かれた資料のコピーを配布するなどして、発表することをお勧めします。ただし用意した原稿を見ながら一字一句を読み上げることはできません。

質問：面接受験者は研究・留学計画の発表の詳細な内容を暗記する必要がありますか？

回答：いいえ。発表は丸暗記した研究・留学計画を暗誦することではありません。用意したパワーポイント等の内容をただ読み上げるのでは、発表の意味がありません（棒読みは禁止です）。発表内容を十分吟味し、自分の言葉で、説得力ある発表を行ってください。「発表者ツール」の使用は禁止ではありませんが、そこに書いた原稿をそのまま読み上げる発表ではよい評価は得られません。

質問：プレゼン資料（パワーポイント等）はどのようなものを準備すればいいのでしょうか？

回答：パワーポイントでプレゼン資料を使用する場合には、必ずパワーポイントとpdfの二つの形式の原稿を USBで準備（持参）してください。あるいは、パワーポイントを利用せず、面接官に原稿のコピーを一部ずつ配布しても結構です。発表時に使用するPCはこちらで用意します。

質問：芸術系実技教育の面接の場合、特別な準備が要りますか？

回答：面接全体の構成や、発表の内容、持ち時間は、すべて他の分野の面接と同様です。面接では、面接官が受験生を審査するうえで必要な情報を提示することが求められます。受験する分野の如何に限らず、募集要項に記載されている面接の際の注意事項や推奨事項を遵守してください。

特に芸術系実技教育の分野だけを特別扱いはしませんので、面接という限られた設

定場でいかに自分の能力をアピールするかは、各受験生の工夫しだいです。この分野の受験生のためだけの特別な会場設定や面接設定は一切ありません。たとえば、ピアノ科の受験生のために面接会場にピアノを用意したり、バレエの分野の受験生のために踊るスペースを用意することはできません。受験生がいかに自分の芸術的才能を「面接」という限られた形のなかで表現できるかが問われます。その代わりに、たとえば器楽演奏部門の受験であれば、自分の演奏を録音したものとそれを再生するための機材（ポータブル・オーディオ・プレーヤーなど）を面接に持ち込み、発表の一部として音源再生を盛り込むことは可能です。また、ダンス、バレエ、その他の実技分野の受験者が自分の実技の動画を面接時間内に再生することも可能です。また、絵画、彫刻、写真等、受験生が制作した作品を面接会場に持ち込み（大きさなどの点で持ち込み可能なものであれば）提示・説明することも可能です。ただし、いずれの場合も、それらの提示に必要な道具や機材はすべて受験生の持ち込みであり、受験生本人による機材の設定・再生も含めてすべて面接時間内でしか受けつけません（事前の搬入・設定はできません）。また、通常面接とは異なるこれらの行為により、面接会場内の何がしかを破損・損傷した場合は受験生の責任です。また、面接中に発表に関する何らかの不具合が生じた場合、大使館は一切責任をとりません。なお、演奏や動画の再生、自分の作品の提示はあくまでも発表の一部として盛り込むことができるという意味であり、すべての分野に共通の発表の模範例を崩すことはできません。面接時間全体を演奏や動画の再生、作品の提示と説明だけに費やすことはできません。

質問：試験結果通知が届かない場合、大使館に結果の問い合わせをすることは出来ますか？

回答：最終試験結果は2月中にメールで送ります。その前にお問い合わせを頂いても結果はお知らせできません。

5) その他、フランス政府奨学金全般について

質問：募集人数は何人でしょうか？また倍率はどれくらいでしょうか？

回答：募集人数は決まっておりません。倍率は公表しておりません。

質問：渡航日程の制限はありますか？例えば、奨学金の試験に合格した翌年に留学することはできますか？

回答：奨学金は、合格発表のあった年の4月以降受給開始が可能ですが、受給の権利を「翌年度」に持ち越すことはできません（2026年度の奨学金に合格した場合、2027年度には持ち越せません）。ただし、奨学金の支給開始は、合格の翌年の3月まで相談に応じます。フランスの大学年度は基本的に9月1日～翌年の8月末日までです。

質問：留学後日本に戻って活動をするという受験者の方が優先されますか？

回答：留学後のキャリアを日本で積むかフランスで積むかは審査には影響しません。

質問：これまでしてきた勉強・研究の専門分野を変更して応募することはできますか？

回答：奨学金の試験を受けるにあたっては、文系から理系、理系から文系、または同一系内の分野変更など、すべて可能です。ただし、選考過程では、これまでの勉強・研究内容、留学先での勉強・研究内容、留学後の勉強・研究内容のすべてに一貫性、連続性があることが重要視されます。また、受け入れ側の大学の応募資格（要求される学歴）も必ず確認してください。自分ではその分野に興味・関心があっても、これまで勉強してきた分野が留学先でしたい勉強・研究の分野と違う場合、受け入れ大学側が合格を出さない場合があります。

質問：フランスの大学の修士課程に留学する場合、フランス政府留学局（キャンパスフランス日本支局）の Etudes en France のオンライン登録が必要だと思いますが、奨学金の試験の合否が決まってから登録したほうがいいのでしょうか？

回答：奨学金の試験の合否が決まる前からオンライン登録を始めて頂いて構いません。ただし、Etudes en France の登録料は一旦払い込んでしまうと、払い戻しができません。奨学金試験の合格者には、この登録料の支払いが免除になるという特典があるので、オンライン登録フォームに記入できる必要事項だけ記入し、登録料の支払いは保留にして合否結果を待ってからその先の手続きを進めてください。